

喜多方市野生獣被害対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の鳥獣被害の防止を図るため、市長が適当と認めた事項に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象とする事業は、別表に掲げる事業とし、当該事業に要する補助対象経費及び補助額はそれぞれ同表に掲げる額とする。補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金等の交付を申請しようとする者は、当該事業を開始しようとする日から概ね1か月前までに、野生獣被害対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に当該事業の要領において定められた必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1号の市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の軽微な変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業費の20%以上の増減

(交付決定)

第5条 市長は、第3条の規定により申請書の提出があったときは、補助金等の交付の可否を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、野生獣被害対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(変更の承認の申請)

第6条 変更の承認を受けようとする場合は、野生獣被害対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に当該事業の要領において定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業に係る変更等に伴う補助金等の変更の可否を決定するものとし、野生獣被害対策事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、野生獣被害対策事業実績報告書（様式第5号）に当該事業の要領において定める書類を添えて、事業完了の日から起算して14日以内又は当該事業の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金交付の請求)

第9条 補助事業者は、事業が完了した場合は、野生獣被害対策事業補助金交付請求書（第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第18条第1項に定める財産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助事業者がこの要綱及び当該事業の要領において定める条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(会計帳簿等の整理等)

第 12 条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿等その他の書類を整備し、事業が完了した日の属する会計年度から起算して3年が経過するまでの間、これを保存しておかなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、野生獣被害対策事業補助金交付要綱(喜多方市令和2年4月1日から施行)の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条）

事業	補助対象経費	補助額
電気柵購入支援事業	鳥獣被害を防止するために、市内に設置する電気柵の購入に要する経費	(1) 計画作成地区 補助対象経費の2分の1以内とし、60万円を上限とする。 (2) 団体または法人 補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限とする。 (3) 個人 補助対象経費の2分の1以内とし、5万円を上限とする。 ※千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
未利用果樹等伐採事業	計画作成地区 特定誘引木の伐採に要する経費（運搬委託料含む業務委託料、自ら伐採する場合にあっては、機械等賃借料、燃料費、伐採した樹木の処分費等） 個人 特定誘引木の伐採に要する経費（運搬委託料含む業務委託料）、自ら伐採する場合にあっては、伐採に要する経費に関わらず、特定誘引木1本の伐採につき、定額を交付する。	(1) 計画作成地区 補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。 (2) 個人 ア 伐採を業者等に委託する場合は、補助対象経費の2分の1以内とし、2万円を上限とする。 イ 自ら伐採する場合は、特定誘引木1本につき1,500円とし、9,000円を上限とする。 ※千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

様式第1号（第3条）

野生獣被害対策事業補助金交付申請書
（ 電気柵購入支援事業 ・ 未利用果樹等伐採事業 ）

年 月 日

喜多方市長 様

団体名称

（代表者）住所

（代表者）氏名

（電 話） — —

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、喜多方市補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により補助金_____円を交付くださるよう申請します。

記

1 事業目的

2 事業の内容

事業実施箇所 _____

3 経費の負担区分

区分	事業費	負担区分		
		市補助金	事業主体負担金	その他
	円	円	円	円
計				

※市補助金は、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

4 事業の着工予定日及び完了予定日

着工予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 収支計画書

(1)収入

区分	本年度予算	前年度予算	比 較		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
事業主体負担金					
計					

(2)支出

区分	本年度予算	前年度予算	比 較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

喜多方市長



野生獣被害対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

なお、事業が完了した場合は、事業実績報告書を提出してください。

記

1 交付決定金額 円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

喜多方市長 様

団体名称
(代表者) 住所
(代表者) 氏名
(電 話) — —

野生獣被害対策事業変更（中止・廃止）承認申請書
(電気柵購入支援事業 ・ 未利用果樹等伐採事業)

年 月 日付け喜多方市指令市生第 号で補助金交付決定のあったこの事業について変更（中止・廃止）したいので、喜多方市補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認されたく申請します。
記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 経費の負担区分

区分	事業費	負担区分		
		市補助金	事業主体負担金	その他
	円	円	円	円
計				

(注) 変更前を黒書き、変更後を朱書きすること。

※市補助金は、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

4 事業の着工予定日及び完了予定日
着工予定 年 月 日
完了予定 年 月 日

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

喜多方市長



野生獣被害対策事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、以下のとおり変更交付を決定したので通知します。

なお、事業が完了した場合は、事業実績報告書を提出してください。

記

1 変更決定内容

2 変更補助対象経費 円

3 変更交付決定額 円

4 条件

申請者は補助対象事業の実施にあたり、「喜多方市補助金等の交付等に関する規則」（平成18年喜多方市規則第48号）および「喜多方市野生獣被害対策事業補助金交付要綱」の規定を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

喜多方市長 様

団体名称
(代表者) 住所
(代表者) 氏名
(電 話) — —

野生獣被害対策事業実績報告書
(電気柵購入支援事業 ・ 未利用果樹等伐採事業)

年 月 日付け喜多方市指令市生第 号で補助金交付決定のあった喜多方市野生獣被害対策事業について下記のとおり事業を実施したので、喜多方市補助金等の交付等に関する規則第13条第1項及び第2項の規定によりその実績を報告します。
記

1 事業の目的

2 事業の内容
事業実施箇所 _____

3 経費の負担区分

区分	事業費	負担区分		
		市補助金	事業主体負担金	その他
	円	円	円	円
計				

※市補助金は、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

4 事業の着工日及び完了日
着工日 年 月 日
完了日 年 月 日

5 収支

(1) 収入

区分	決算額	予算額	比 較		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
事業主体負担金					
計					

(2) 支出

区分	決算額	予算額	比 較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

喜多方市長 様

団体名称

（代表者）住所

（代表者）氏名 ⑩

（電 話） — —

野生獣被害対策事業補助金交付請求書
（ 電気柵購入支援事業 ・ 未利用果樹等伐採事業 ）

年 月 日付け喜多方市指令市生第 号で補助金交付決定のあった喜多
方市野生獣被害対策事業について、下記の金額を交付くださるよう請求します。

一金 円

振込金融機関名 支店名

口座番号 普通預金

フリガナ
口座名義人